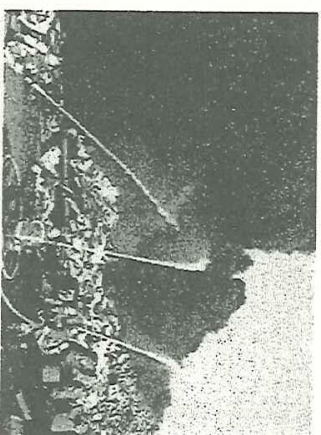


火災予防対策を実施しましょう！

平成26年6月24日、名古屋市港区内の集積場に保管していた集積物から火災が発生しました。

この火災において発生した、大量の黒煙及び異臭により、地域住民の方に大きな不安をもたらしました。

火災を予防し、また、万一火災が発生した場合でも被害を軽減するために、次の対策を請じましょう。



火災予防対策

●分別仕分けによる保管物品の管理

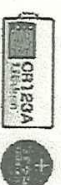
集積物の分別仕分けを行い、出火危険や延焼危険のある物品を区別しましょう。

●出火危険の高い物品の取扱い制限

リチウム電池、バッテリー類は、衝撃などによる破壊や雨水等によるショートによって発火する可能性があるため、取り扱いを制限しましょう。

●集積単位の小規模化及び分散管理

1ヶ所に大量の集積物がある場合、延焼してしまうとすぐには消火が困難となり、被害が拡大してしまいます。集積単位を小規模化し、分散して管理を行いましょう。



●集積単位相互間、建物等との離隔距離の確保

他の集積場所や建物への延焼を防止するため、相互間には一定の距離を確保しましょう。

●監視体制の強化

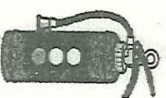
業務終了時に点検を実施します。また、必要に応じて監視カメラを設置します。

●溶断作業時における離隔距離の確保、作業後の点検

溶断作業を行う場合には、あらかじめ消防署へ届け出ます。溶断作業時には、集積物から一定の距離を保つようにし、作業後には点検を行います。

●消火設備の設置又は増設

初期消火を行うため、消火器などの消火設備を十分備えておきましょう。



●喫煙場所の指定

周囲に燃えるものがない場所で喫煙場所を指定し、この場所以外で喫煙しないようにしましょう。

●定期的な消防訓練の実施

火災発生時における初期消火や119番通報などの初動体制を迅速、確実に実施するために、定期的に消防訓練を実施しましょう。



名古屋市消防局

金属スクラップ卸売業者等の指導基準

海部南部消防本部

この基準は、過去の金属スクラップ火災の経験から、金属スクラップの貯蔵及び取扱いにおける火災予防上必要な事項を定め、これらの火災予防の推進を図ることを目的とする。

本指導の対象は、金属スクラップのうち雑品類に対してであり、金属の種類ごとに分別され、かつ火災危険が少ないと認められる場合はこの限りでない。

荷受けについて

- 落火危険の高い油等の危険物、毒劇物、特定化学物質及び放射性物質の持ち込みは禁止とすること。また、主要な出入口には「危険物品の搬入禁止」と掲示すること。
- 密閉物は開放してから持ち込むこと。
- 仕分けする場所を、蔵置場の手前に設け、電線や電池、バッテリーなどや燃料タンク、スプレー缶等、落火の可能性のあるものを取り除くこと。
- 点火装置付きの物は、電池やバッテリー等を取り外すこと。

集積について

- 1集積単位の面積が 500 m²以下となるように区分するとともに、集積単位相互間は、十分な離隔距離をとること。
- 集積高さは、5メートル以下（隣地境界及び建物付近においては 3メートル以下）とすること。
- 仕分けにより発生した銅線や電気ケーブル等についても同様とすること。
- 仕分けにより別置きとした落火の可能性のある物は、大きな集積とならないようにすること。

防火対策について

- 整理整頓に努め、関係者以外の者がみだりに出入りできないような措置をとること。
- 喫煙は、場所を指定して行うこと。
- 溶断など火気を使用する場合は、金属スラッグから十分離れた場所で行い、作業前と作業後に散水をする。また、作業終了後には、必ず安全確認をすること。
- 場内の巡回を、始業時、休憩時及び終業時に行い、安全確認をすること。
- 関係者への防火教育を行い「消防訓練を年1回以上実施すること。(事前に「消防訓練実施届」を提出すること。)
- 消火器(10型以上)について、貯蔵量に応じた必要本数を、使用に際し支障のない場所に取りまとめて設置すること。
- 必要により、ポンプ性能がC級以上の動力消防ポンプを設置すること。
(ポンプ本体、吸管、ホース5本以上、筒先、台車、有効水量10トン以上の水槽)



2017年6月8日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料
松本春男 神奈川県綾瀬市市議会議員 提供 2017年4月21日撮影